稲敷市

　介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

Q　&　A

稲敷市高齢福祉課

　　　　　　　　　　　　　　　平成２９年２月７日改訂

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 　　　　　　　　　質　　問 | 　　回　　　答 |
| １ | 総合事業はどういう人が使えるのか。 | ①平成２９年４月１日以降に、新規で要支援１，２に認定された方、又は、基本チェックリストで、事業対象者となった方②現在、介護認定を受けている方で、平成２９年２月からの更新認定により、平成２９年４月１日から、要支援１，２に認定された方、又は基本チェックリストで事業対象者になった方③一般介護予防事業は、６５歳以上の方で、稲敷市の被保険者であればどなたでも利用できる。 |
| ２ | 基本チェックリストを受けないと、一般介護予防事業は利用できないのか。　 | いいえ。６５歳以上の方で、稲敷市の被保険者であれは、利用できる。 |
| ３ | 新規申請の方は、すべての方に基本チェックリストを行うのか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 高齢福祉課（地域包括支援センター）に相談。確認票にて、本人の状態・利用希望サービス内容の確認をし、総合事業について説明し、要介護認定手続きが必要か、チェックリスト実施必要かをご相談します。 |
| ４ | 基本チェックリストの判定は、誰が行うのか。本人が来庁しなかった場合はどうするのか。 | ①窓口に本人が来庁した場合、包括の窓口担当者が聴取する。②本人が、来庁しなかった場合は、対応した包括の窓口担当者が、訪問にて実施する。 |
| ５ | 更新申請の場合は、誰が対応するのか。 | ①担当ケアマネジャ―がいる場合は、担当者が、確認票を利用し、本人の状態・利用希望サービス内容の確認をし、総合事業について説明し、要介護認定手続きが必要か、チェックリスト実施必要かをご相談して下さい。②サービスを利用していない方で、更新申請のご相談があった場合は、　包括支援センターで、対応。 |
| ６ | いつからが、基本チェックリストの対象になるか。―　１　―　 | ①新規の方は、平成２９年３月１日付の受付から開始。②更新申請の場合は、有効期限～平成２９年３月３１日の方からの更新申請手続きを開始する。（平成２９年２月１日から、手続き開始） |
|  | 　　　　　　　　　　質　　問 | 　　　　　　　　　　　　回　　答 |
| ７ | 総合事業を利用すること事になった場合、担当ケアマネジャーは、どうなるか。 | ①新規の場合は、全て（要支援１.要支援２.総合事業対象者）は、原則　包括支援センターが担当する。②すでに、要支援認定者の委託をしている場合は、継続して委託をお願いしたい。 |
| ８ | 事業対象者の利用限度額はどうなるか。 | ①要支援１の限度額と同じ設定。②要支援１（要支援２）の認定者は、認定結果の限度額を超えない。　（総合事業と介護給付の合算でも超えない）　　　　　　　　　　 |
| ９ | 要支援１、要支援２、事業対象者の利用回数は、どう決めるのか。 | アセスメントにより、それぞれの回数を決定する。地域の活動へ参加し、卒業することを目標とする。 |
| 10 | 基本チェックリストで事業対象者になった場合は、認定調査を受けることはできるのか。 | 認定調査は行われません。早期にサービスにつなげていただくためです。＊要介護認定申請（更新）を行った場合は、認定調査が行われます。 |
| 11 | 現在、委託で介護予防訪問介護と介護予防通所介護のみの利用者の方について、平成２９年４月以降引き続き委託を受けることはできるか。 | 事業対象者・要支援認定のどちらであっても、継続して委託可能です。 |
| 12 | 要介護１～５の認定を受けると、総合事業は利用できないのか。 | 介護予防・生活支援サービス事業は、利用できません。だたし、一般介護予防事業は、要介護認定を受けても、ご自身の状態に合わせてご利用できます。 |
| 13 | 要支援１（要支援２）の認定のある方が、総合事業に同意しなければ現行のサービスは可能か。 | 現行のサービスも利用可能である。総合事業の趣旨を説明し同意が得られたら、基準緩和の訪問型サービス（通所型サービス）へ移行することが望ましい。 |
| 14 | 総合事業が始まると、現在要支援１，２の方が利用しているサービスは使えなくなるのですか。－　　２　　－　　　 | 平成２９年度内の継続利用は可能だが、介護予防給付から総合事業へ移行することとなっている。 |
|  |  　 質　　問 | 　　　　　　　　　　　　回　　答 |
| 15 | 要支援１（要支援２）の認定で、すでにサービスを利用中の方は、すぐには総合事業に移行しなくても良いのか。移行期間は、平成３０年４月でよいか。 | ①状態を踏まえながら、多様なサービス利用を促進することが前提。　更新申請時、随時移行。ア　既にサービスを利用しているケースで、サービス利用の継続が必要　　とケアマネジメントで認められるケース。自立のための支援であることから、卒業を目標にしていくことは必要。イ「多様なサービス」の利用が難しいケース、不適切なケース　・２号被保険者：がんや関節リウマチ等の特定疾病に起因して要介護状態等となることがサービスを受ける前提となるため。　・専門的な補助を要する入浴等の身体介護が必要な者。　・認知症の進行等による家族の負担が大きく、長時間の利用が必要な者　・転倒の危険性が高く、骨折を繰り返している者　　（多様なサービスのカリキュラム参加が困難な者）　・不定愁訴等、精神の不安定さがあり総合事業の同意が得られない者＊まず、在宅生活の安定を図る為の支援を行いながら、支援のあり方を　検討する。 |
| 16 | 基本チェックを受けるだけで、要支援認定者と同じサービスが使えるのか。 | 基本チェックリストで、該当となった方は、総合事業のみが利用できます。（訪問介護・通所介護）ただし、介護保険の次のサービスを利用したい方は、これまでと同じように、介護認定を受ける必要があります。・通所リハ　　・訪問リハ　　　・訪問看護　　　・訪問入浴介護・居宅療養管理指導　　　　・ショートステイ　　・住宅改修・福祉用具のレンタル、購入　　　　など |
| 17 | ６５歳にならないが、総合事業のサービスは使えるか。 | ６５歳未満の方は、第２号被保険者として特定疾病の確認が必要です。基本チェックリストのみの利用はできません。介護認定を受けて、要支援に１，２該当すれば利用することが出来ます。―　３　――　３　― |

―　４　－

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **質　　問** | **回　　　答** |
| 18 | 同一サービスの２事業者利用は可能か。 | 現行のサービス利用の考え方と同様同一サービスの２事業所の利用はできない。 |
| 19 | 他市町村のサービスを利用したい。 | ①稲敷市の総合事業の主旨や内容を理解していただき、稲敷市の指定を受けた事業所のサービスは、利用可能。②指定を受けていなければ、利用はできない。③要介護認定の場合は、市と市の協議が必要。 |
| 20 | 基本チェックリストの判定に不満があった場合どうするか。 | 総合事業の趣旨を伝える。該当しない場合が不満であると想定されるが、基本チッェックリストに該当しない場合は、自立度が高い者として、一般介護予防や地域での活動へ促す。介護予防・総合事業の目的があくまでも自立支援であること、目標を達成するために必要な支援を提案する。 |
| 21 | 要支援の認定期間、事業対象者の認定期間は設けるのか。 | ①要支援の認定期間　　更新の方は、24カ月まで延長することができる②事業対象者の認定期間　特に定めない＊途中、状態の変化がみられれば適時変更申請、要介護申請可能。 |
| 22 | ケアプランの様式は、どのようになるか。 | 現在の様式と変わりなし。 |
| 23 | 介護予防ケアマネジメントについて、居宅介護支援事業所が地域包括支援センターより、委託を受ける場合、ケアプランの作成間隔やモニタリング間隔の取り扱いはどうなるか。 | 現在の予防給付におけるケアマネジメント委託業務と変わりなし。 |
| 24 | 介護予防ケアマネジメントについて、委託を受けた居宅介護支援事業所が、地域包括支援センターに提出する帳票は何か | 現在の予防給付におけるケアマネジメント委託業務において、提出していただいている帳票と変わりなし。 |
| 25 | H29.2.7追加稲敷市において、通所型サービスＢは行われないのか。 | 稲敷市においては、当分の間、通所型サービスＢは実施しない。今後検討する。 |
| 26 | H29.2.7追加平成２３年１０月１日付けで、介護予防通所介護（訪問介護）の指定を受けた事業所は、平成２９年４月付で市の指定等を受ける必要があるか。 | 平成２３年１０月１日付で、介護予防通所介護（訪問介護）の指定を受けた事業所は、平成３０年３月３１日までみなし指定を受けているため、総合事業の指定を、今回、改めて受ける必要はない。ただし、介護予防通所介護（訪問介護）の指定が（指定権者は県）平成２９年９月３０日までであるため、平成２９年１０月１日以降、介護予防通所介護（訪問介護）の事業を行う場合には、県の指定を更新する手続きが必要となる。 |
| 27 | H29.2.7追加稲敷市では、介護予防ケアマネジメントは当面ケアマネジメントＡで対応するとのことだが、介護予防ケアマネジメントを委託された場合、介護予防支援の受託件数と同様に、受託件数×１/２件と数えるのか。 | 総合事業における介護予防ケアマネジメントについては、事業の枠組みが異なることから、保険給付である居宅介護支援費の逓減制には含まれないため、受託件数に含める必要はない。ただし、下記のような場合に注意が必要（要支援１・２の方の場合）1. 月により、総合事業のみの利用と、予防給付＋総合事業の利用がある場合

⇒　総合事業のみ利用の月は、介護予防ケアマネジメントとなるが、予防給付と総合事業の両方を利用する月は、介護予防支援となるため、月ごとのサービスの内容に応じて、居宅介護支援費の逓減制の対象となる。1. 総合事業のみ利用する者が、月の途中で福祉用具のレンタルを開始した場合

⇒　月の中で、１日でも予防給付のサービスを利用する場合は、介護予防支援となり、居宅介護支援費の逓減制の対象となる。* + こうした場合、突発的に介護予防支援を実施することとなるが、仮に居宅介護支援費の取扱件数が上限に達していた場合には、減算の対象となるので、取扱件数には注意が必要である。
 |